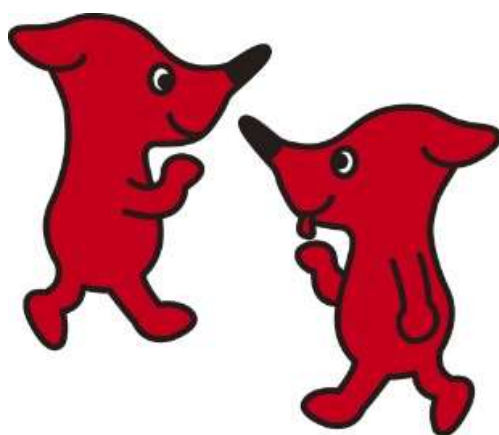


第5章

安全教育と 安全管理における 組織活動



第5章 安全教育と安全管理における組織活動

第1節 学校における体制整備

学校は、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、学校安全計画や危機管理マニュアル等に基づき組織的に取り組むことが重要である。また、全ての教職員が組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全教育に関する指導力を身に付け、児童生徒等に実践的な安全教育を実施する必要がある。

1 校内の協力体制

(1) 学校安全を推進する運営組織の整備

- ・「生活安全」「交通安全」「災害安全」の面からの学校安全計画の策定
- ・教職員の役割分担と責任の明確化（校務分掌、校内規程等）
- ・連携の核となる教職員を中心とした実施計画の策定、学校安全活動の企画・調整・評価

(2) 学校教育活動全体を通じた系統的・体系的な安全教育の推進

- ・目標を共有して組織的に取り組む組織づくり
- ・教育課程を点検・評価しながら、教科等横断的に安全教育を推進する体制づくり
- ・学校や地域の実態に即した実践的な研修による教職員の指導力向上
- ・地域・家庭等との連携強化

(3) 危機管理に関する組織体制

- ・各学校の実情に応じた、想定される危険等の明確化
- ・事件・事故の事前、発生時及び事後の危機管理に向けた体制整備
- ・日頃からの家庭・地域・関係機関等との連携（連絡体制等）
- ・危機管理マニュアルに基づいた教職員の初期対応と、校内組織による適切な事後対応
- ・特別な支援を必要とする児童生徒等への配慮事項等における全教職員の共通理解
- ・危機管理マニュアルの改善、新たな危機事象に対するマニュアルの作成

(4) 教職員の危機管理意識の高揚

- ・教職員への安全に関する情報や話題の提供
- ・職員会議、学年会、校内研修会等のあらゆる場と機会を活用した、意図的な情報交換や話し合い等

2 教職員研修

<教職員に求められる資質・能力と研修体制>

安全教育（指導力）

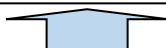
- 安全教育に関する指導力
児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成する。
(各教科、総合的な学習の時間、特別活動、日常の学校生活での指導や個別指導等)

安全管理（管理力）

- 事故を未然に防ぐための管理力
- 事件・事故発生時の的確な判断力・行動力
危険等から児童生徒等の安全を守るための安全管理を行うとともに、事件・事故発生時には迅速で適切な対応を行う。
(人的管理、物的管理)

安全教育や安全管理に対する認識・意識

- ・学校管理下における児童生徒等の安全に万全を期すという強い意識
- ・学校の組織体制や安全教育の重要性と緊急性の認識
- ・学校安全に関する組織活動への意識(教職員、保護者、地域との連携)



◇各学校における校内研修

- ・学校安全計画における校内研修の位置付け
- ・研修体制の整備(研修の推進役等の指名)
- ・学校安全計画や危機管理マニュアルの周知徹底(緊急時の連絡体制等の徹底)
- ・事前、発生時、事後の危機管理に対応した研修
- ・学校や地域の実態に即した実践的な研修
- ・校外研修等での安全教育に関わる最新情報等の共有(交通安全、防犯、防災等)

<校内研修の例>

- 校内事故の統計、事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報などをもとにした、各学校の問題や具体的解決策などについての話し合い
- 危機管理マニュアルに基づく様々なケースに対応した防災・防犯等の訓練
- AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当や、エピペン使用等に関する実技研修
- 心のケアなどに関する事例研修
- 児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置付けと効果的な指導方法
- 安全教育の内容、教材等に関する共通理解など

◇教育委員会、関係機関等が行う校外研修

- ・県内の学校や地域の実態に即した実践的な研修(安全教育、安全管理等)
- ・教職員のニーズに応じた研修(管理職、安全主任や指導者等)
- ・安全教育の指導内容・方法等に係る基本的な知識・技能等の伝達
- ・大学や各種団体、関係機関等の講師による専門的知識や最新情報等を学ぶ研修

第2節 家庭・地域・関係機関との連携

安全上の課題が複雑化・多様化する中で、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることを踏まえ、学校は、家庭・地域・関係機関との連携・協働できる体制を構築することが大切である。

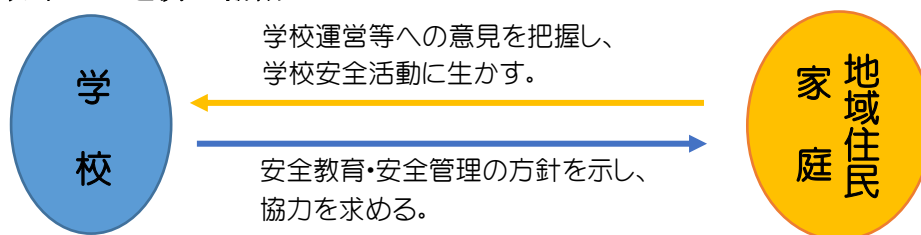
また、教育委員会は、積極的に関係部局や関係機関等と連携を図り、学校を支援することが必要である。

1 学校安全推進のための連携体制づくり

<連携体制づくりの例>

- ・ 地域学校協働活動を推進する中で、地域ぐるみで防犯・交通安全・防災等の取組を行う。
- ・ 学校警察連絡協議会、地域の交通安全や防犯に係る様々な協議の場等を活用することにより、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行う。
- ・ 日頃から学校周辺や地域における不審者情報について、警察等の関係機関と連携を図るとともに、近隣の学校間の情報共有体制を整備する。
- ・ 幼稚園・小学校・中学校・高等学校や、公立学校と私立学校・国立大学附属学校等での協議会等の設置や、既存の組織を活用した効率的かつ効果的な体制整備を進める。
- ・ 教育委員会や私立学校担当課が、地方公共団体、防災担当部局、警察、气象台等との連携を図りながら、地域の学校を安全に関する情報共有ネットワークの中に含まれるようにする。
- ・ 専門的知識を有している関係機関、団体、民間事業者等と連携し、地域特性に応じた効果的な安全教育・安全管理の取組を進める。
- ・ 地域人材や外部専門家等を活用した学校安全に係る人的体制を充実する。
- ・ 保護者や地域住民、関係機関等の意見を聴取しながら、学校安全計画や危機管理マニュアルの作成や見直しを行う。また、計画やマニュアルを周知し、学校の安全教育、安全管理の方針を共有することで、協力体制を整備する。

2 家庭、地域等との連携・協働



<学校の取組例>

- 安全に関する情報提供（防犯・交通安全・防災）、事故等発生時の対応等の説明
 - ・ 学校運営協議会、保護者参観日、PTA総会、学校行事等の活用
 - ・ 学校だよりや学年・学級通信等による周知
 - ・ 学校安全計画や危機管理マニュアルの提示
 - ・ アンケート調査等の活用
- 安全に関する授業公開、保護者・地域住民との避難訓練

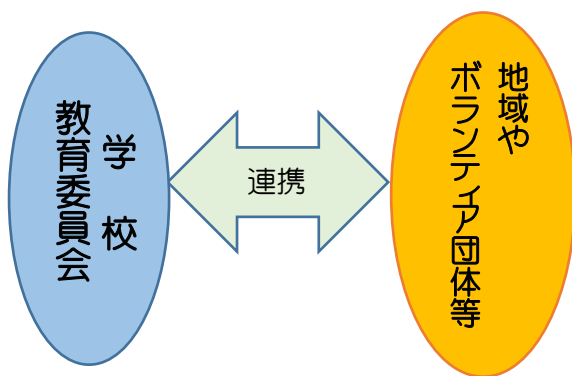
<家庭や地域の考え方>

- 日常におけるルールやマナーを遵守するなど、家庭も責任をもって学校と一緒に安全教育に取り組んでいくこと、それらの基礎は家庭において育まれる部分が多い。
- 児童生徒等が地域の安全課題の改善に当たって一定の役割を担うことが、児童生徒等自身の生長にも寄与することを、関係者が共有して学校安全の取組を進めることが重要である。

<PTA活動の例>

- 学区や地域の安全点検、安全管理
 - ・校内外の安全点検や、交通安全防止に向けた安全指導、防犯パトロール等の実施
 - ・PTA広報誌やステッカー、標語ポスターなどの活用による安全思想の普及・啓発
 - ・家庭教育を担当している組織の主催による研修会への参加やPTA主催の研修会の実施
 - ・水の事故につながりそうな河川やため池等の危険区域や、交通事故発生などの危険箇所の明示（地図の配布、標識の設置等）
 - ・地域での犯罪被害の防止のための、「子供110番の家」等の活動の促進
- 非常変災時や事故発生時に備えた対応
 - ・予想される集中豪雨や台風などの自然災害へ対応するための連絡体制
 - ・災害発生時の連絡体制の確立や児童生徒等の保護者への引渡しについての了解
 - ・避難用具、避難場所の確認や避難方法の話合い及び練習の促進等に関する啓発
 - ・学校における安全管理への保護者の積極的な参加（不審者対応パトロールなど）
- 学校の安全教育への協力
 - ・地域安全マップの作成等の教育活動への支援

3 地域やボランティアの団体等との連携



- 事故等を未然に防ぐ日常的な取組
 - ・防犯パトロール活動
 - ・危険な場所の点検
 - ・防犯広報活動など
- 事故等が発生した場合の取組
 - ・「子供110番の家」の活動
 - ・事故等発生時の通報など
- ゲストティーチャーとして授業等で活用

<地域の実情に応じた取組例>

- ・学校運営協議会制度の活用
- ・地域学校協働活動の推進
- ・地域学校安全委員会を通じた連携体制づくり

児童生徒)

- ・地域安全に対する思いや願い
- ・地域の防犯・防災活動などの理解
「自分たちにできることは何か」
「何をしなければならないか」

<学校安全の推進に向けた連携先（例）：教育委員会を除く>

(1) 安全教育

交通安全教育	防犯教育	防災教育
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元等の警察署 （交通安全教室等） ・ 交通安全担当部局 ・ 民間の関係団体 ・ 保護者やボランティア団体 ・ 地域住民 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元等の警察署 （防犯教室等） ・ 防犯担当部局 ・ 民間の関係団体 ・ 保護者やボランティア団体 ・ 地域住民 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元等の消防署 （避難訓練等） ・ 防災担当部局 ・ 地域の防災関連施設 ・ 自治体等の関係団体 ・ 防災ボランティアや消防団 ・ 近隣の学校等（合同訓練） ・ 地域住民

(2) 安全管理

登下校時、学校行事	校外での活動	事件・事故発生時	避難所開設時
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元等の警察署 ・ 市町村の関係部局 ・ スクールガード・リーダーやボランティア ・ 保護者（PTA等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施先の警察署 ・ 実施先の各市町村関係部局 ・ 保護者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元等の警察署 ・ 地元等の消防署 ・ 近隣の学校等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元等の警察署 ・ 地元等の消防署 ・ 防災担当部局 ・ 関係団体

4 教育委員会・設置者の役割

(1) 各学校における教育課程の編成・管理・実施を支援し、計画的・組織的な安全教育の充実を図る。

- ・ 安全教育に関わる教材の作成や効果的な単元の開発など、地域課題等を踏まえた安全教育の推進

(2) 各学校の危機管理体制や安全確保の対策等について、定期的の実態を把握し、指導・助言を行う。

- ・ 緊急時に迅速・的確に対応するための、防災担当部局との連携や訓練等の積み重ね

(3) 事故、自然災害、不審者の侵入事件や登下校中の緊急事態発生時などに迅速・的確に対応できる体制の整備を図る。

- ・ 教育委員会内の危機管理体制の整備
- ・ 関係部局や関係機関（警察等）との連携による支援体制の整備
- ・ 家庭・地域との連携・協働体制の整備
- ・ 学校や幼稚園・保育所等との情報収集・提供体制の整備
- ・ 学校等への必要な人員の派遣
- ・ 報道等への対応（状況によっては設置者に窓口を一本化するなど）

(4) 安全確保のため、施設設備等の整備充実等に努める。

- ・ 校舎や体育館等の耐震工事の実施や学校施設等の整備

(5) 家庭・地域・関係機関等と学校との連携体制づくりを推進する。

- ・学校運営協議会制度の導入や地域学校協働活動推進員の委嘱
- ・地域ぐるみの防犯・交通安全・防災等の取組への支援
- ・日常的な地域の関係者との情報共有や意見交換（地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用等）

<私立学校担当課の役割>

- ・日ごろから学校事故の情報収集に努め、必要に応じて所轄の学校に対し、学校事故の事例や傾向を提供し、事故防止策等の支援・助言を行う。
- ・所轄の学校等が行う安全に関する取組に対し支援・助言を行う。
- ・事故等が発生した際には、必要に応じて学校が行う対応をサポートする。
- ・設置者同士や学校間の連携、地域の情報共有への参画を図る。